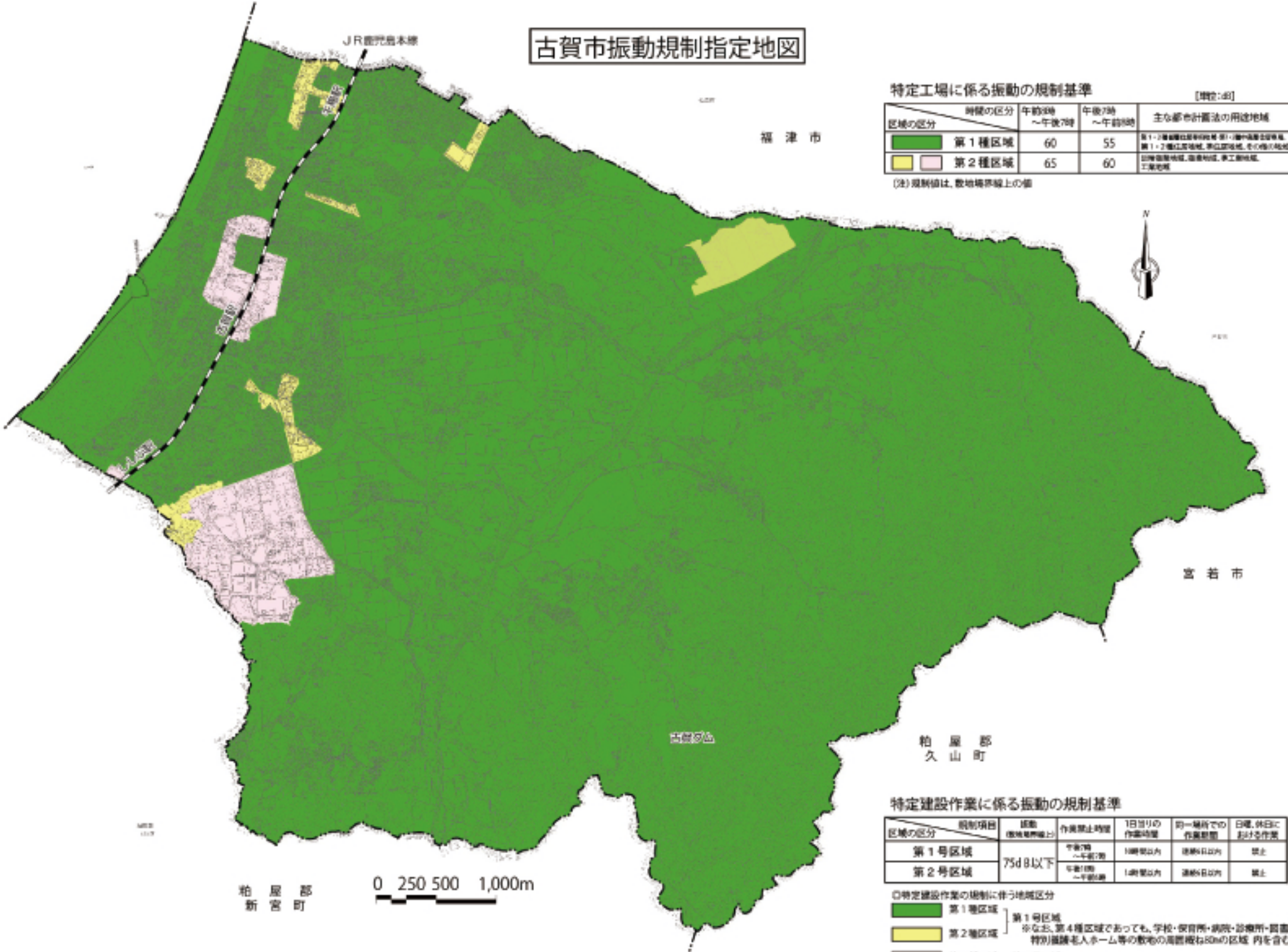


# 古賀市振動規制指定地図



## 特定工場に係る振動の規制基準

【単位：dB】

区域の区分	時間の区分		主な都市計画法の用途地域
	午前8時 ～午後7時	午後7時 ～午前8時	
第1種区域	60	55	第1・2種用途地域の区域、第1・2種工業用地、第1・2種住宅地域、準工業地域、その他の地域
第2種区域	65	60	準工業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

〔注〕規制値は、敷地境界線上の値

## 特定建設作業に係る振動の規制基準

区域の区分	規制項目	振動 (敷地境界線上)	作業禁止時間	1日当たりの 作業時間	同一場所での 作業回数	日曜、休日 における作業
			午前7時 ～午後7時	1時間以内	連続3回以内	禁止
第1号区域	75dB以下	75dB以下	午前7時 ～午後7時	1時間以内	連続3回以内	禁止
第2号区域			午前7時 ～午後7時	1時間以内	連続3回以内	禁止

○特定建設作業の規制に伴う地域区分

- 第1号区域
  - 第2号区域
  - 第3号区域
- ※なお、第4種区域であっても、学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホーム等の敷地の周囲概ね80mの区域 内を含む

柏屋郡  
新宮町

0 250 500 1,000m